

男女共同参画基本計画の改定について

平成 17 年 12 月に策定された男女共同参画基本計画（第 2 次）については、平成 22 年度に計画全体の見直しをすることとなっており、平成 21 年から見直しに向けた検討を本格的に開始する。

1. 計画改定の検討体制

男女共同参画会議の下に置かれた基本問題専門調査会の名称を「基本問題・計画専門調査会」と改め、同専門調査会で計画の方向性や全体的な方針について議論を行う。また、同専門調査会の下にワーキンググループを設置し、個別の課題について調査・審議を行い、その結果を基本問題・計画専門調査会に報告する。

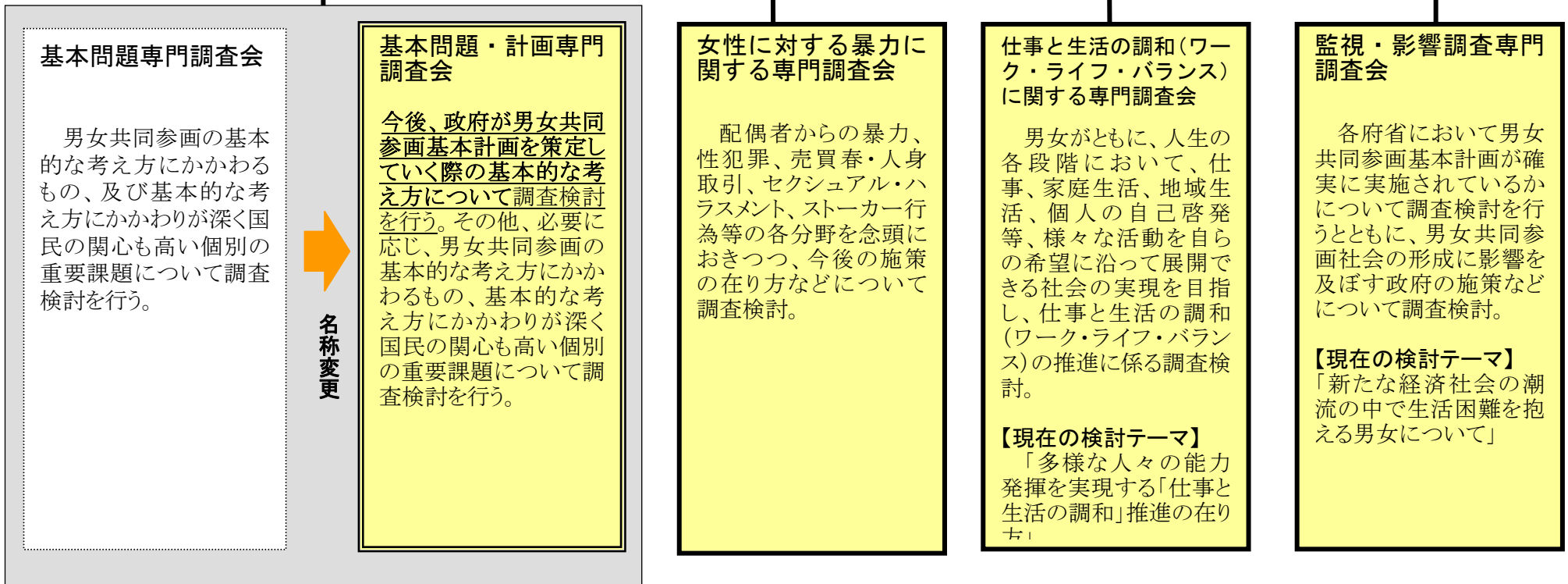
2. 今後のスケジュール（案）

- 21 年 3 月：内閣総理大臣より計画策定に当たっての基本的な考え方を諮問
（第 31 回男女共同参画会議）
年内：計画の全体方針に関する議論、現行計画のフォローアップ
- 22 年 夏頃：答申（案）の公表、パブリックコメント等を通じた意見聴取
秋頃：答申（男女共同参画会議）
冬頃：計画の閣議決定

3. 計画改定のプロセス

現行計画の進捗状況や今後の課題等について、関係省庁や有識者からヒアリングを行うとともに、地方や関係団体との意見交換や国民からの意見募集等、様々な主体との対話を推進し、計画改定のプロセス自体を広報・啓発の一環として重視していく。

男女共同参画会議	
議長（内閣官房長官）	1人
国務大臣	12人
有識者議員	12人



男女共同参画基本計画(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)(抜粋)

第1部 基本的考え方

1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

(1) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画に係る法定計画である。

男女共同参画社会基本法は、第13条において、政府が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定している。

(中略)

2. 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項

(2) 男女共同参画基本計画(第2次)の構成

男女共同参画基本計画(第2次)は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項を示し、第2部において、施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容を示した。第3部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示した。

第2部では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」において平成32年(西暦2020年)までを見通した、長期的な政策の方向性を記述し、「具体的施策」において平成22年(西暦2010年)度末までに実施する具体的施策を記述した。

これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化については第3部に記述した。

なお、平成22年(西暦2010年)度には、計画全体について見直しを行う。

男女共同参画社会の形成に当たっては、国だけでなく、地方公共団体や国民各層の取組も重要である。このため、政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期することとする。